

議案第86号

大阪市下水道条例の一部を改正する条例案

大阪市下水道条例（昭和35年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第3（第20条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第3（第20条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪市下水道条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可期間中の占用料について適用し、施行日前の占用許可期間中の占用料の額については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、占用許可期間が1年以内の占用で、施行日前に許可を受けたものに係る占用料の額については、当該許可期間中に限り、なお従前の例による。

[別表第3 (第20条関係) 別紙1]

占用物件			単位	占用料	
				等級	
				1等	2等
第1種電柱並びにその支柱及び支線柱			1本につき1年	<u>4,200円</u>	
第2種電柱並びにその支柱及び支線柱				<u>6,400円</u>	
第3種電柱並びにその支柱及び支線柱				<u>8,700円</u>	
第1種電話柱並びにその支柱及び支線柱				<u>3,700円</u>	
第2種電話柱並びにその支柱及び支線柱				<u>6,000円</u>	
第3種電話柱並びにその支柱及び支線柱				<u>8,200円</u>	
[同左]					
公衆電話所			1個につき1年	<u>7,500円</u>	
郵便差出箱及び信書便差出箱				<u>3,100円</u>	
電らん 及び埋 設管類	管路	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>160円</u>	
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>220円</u>	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>340円</u>	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>450円</u>	
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>670円</u>	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>900円</u>	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>1,600円</u>	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>2,200円</u>	
		外径が1メートル以上のもの		<u>4,500円</u>	

	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>2,200円</u>	
通路、板囲その他これらに類するもの	工事用	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>1,100円</u>	<u>720円</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>5,000円</u>	<u>3,300円</u>
建築物			近傍類似の土地の時価に <u>0.013</u> を乗じて得た額	
[同左]			[同左]	[同左]

[備考 同左]

[別表第3 (第20条関係) 別紙2]

占用物件			単位	占用料	
				等級	
				1等	2等
第1種電柱並びにその支柱及び支線柱			1本につき1年	<u>4,600円</u>	
第2種電柱並びにその支柱及び支線柱				<u>7,000円</u>	
第3種電柱並びにその支柱及び支線柱				<u>9,500円</u>	
第1種電話柱並びにその支柱及び支線柱				<u>4,100円</u>	
第2種電話柱並びにその支柱及び支線柱				<u>6,500円</u>	
第3種電話柱並びにその支柱及び支線柱				<u>9,000円</u>	
[略]					
公衆電話所			1個につき1年	<u>8,200円</u>	
郵便差出箱及び信書便差出箱				<u>3,400円</u>	
電らん 及び埋 設管類	管路	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>170円</u>	
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>240円</u>	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>370円</u>	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>490円</u>	
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>730円</u>	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>980円</u>	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>1,700円</u>	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>2,400円</u>	
		外径が1メートル以上のもの		<u>4,900円</u>	

	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>2,400円</u>	
通路、板囲その他これらに類するもの	工事用	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>1,500円</u>	<u>990円</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>5,400円</u>	<u>3,600円</u>
建築物			近傍類似の土地の時価に <u>0.011</u> を乗じて得た額	
[略]			[略]	[略]

[備考 略]

令和3年2月25日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

下水道の敷地の占用に係る占用料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。